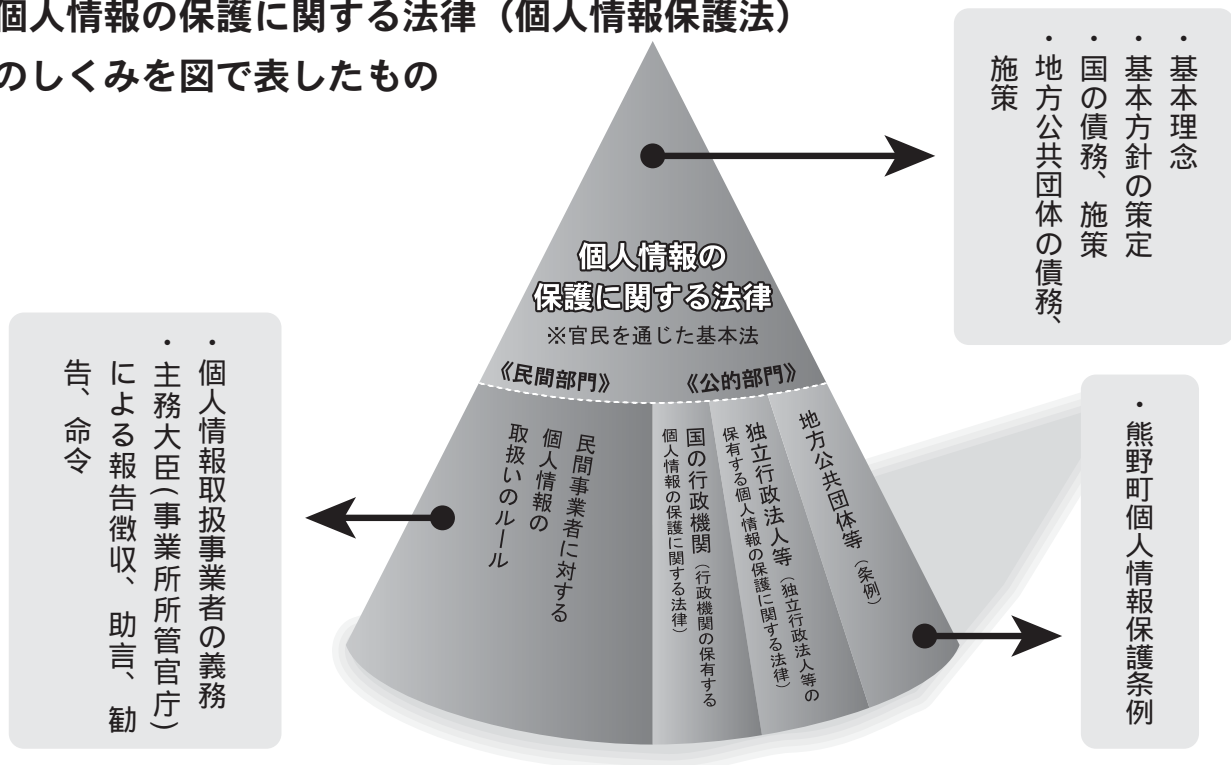


個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

のしくみを図で表したもの



・気軽にアンケートへ回答するなどを通じて、ご自分の個人情報をむやみに提供しないことも大切です。

・架空請求などに悪用されるようになりますので注意が必要です。

・思わぬトラブルの原因となる場合があります。個人情報を提供するときには利用目的をしっかりと確認しておくことが大切です。

個人情報は思わぬところで悪用される可能性があります。

「自分の情報は自分で守る」という意識も必要です。

問合せ先
企画課情報推進係
TEL 820-56602
(企画課)

町長に平本芳之氏、

町議会議員には藤本哲智氏が てつとし 当選されました



当選証書を付与される平本氏

任期満了に伴う熊野町長選挙及び、欠員1名を選出する熊野町議会議員補欠選挙が、3月29日(火)に告示され、それぞれ立候補の受付を行いました。

その結果、両選挙とも届出者が他にいなかったため、無投票での当選が決まり、4月4日(月)にお二人に当選証書が付与されました。

平本町長は3期目、藤本議員は初当選となります。

選挙管理委員会
(総務課)

4月1日から全面施行

個人情報保護法

近年、「個人情報」を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっています。

その反面、「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、プライバシーに関する不安も高まってきました。

そこで、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が平成15年5月に公布され、このたび4月1日から全面施行されました。

「個人情報保護法」とは？

とは？

4月から全面施行された「個人情報保護法」とは、官民を通じた基本法の部分と、民間の個人情報取扱事業者に対する個人情報の取り扱いの部分から構成されています（左ページ図参照）。

民間部門は、民間の個人情報取扱事業者（個人情報5千件保有業者）の個人情報の取り扱いについて、共通する必要最小限の様々な義務と対応を定められたものです。

基本的には本人である個人の権利を定める法律ではなく、企業が守らなければならない義務を定めるという性格を持っています。これは、個人情報についてルールを定め、事業等の分野の実情に応じ、自立的に取り組むことを重視し定められているものです。

町の役割は？

個人情報に関する苦情は、まずその事業者に申し出ていただきますが、町も苦情相談窓口を設けて相談を受けるようになっていきます。

また、町が保有する町民の皆さまの個人情報を守るために既に、「熊野町個人情報保護条例」が平成13年6月1日から施行しています。

熊野町

個人情報保護条例

町では町民の皆さまの個人情報をおささまざまな形で保有しています。情報化の進展によって、これらの情報を短時間で大量に処理することができるようになり、

住民サービスの向上に役立つ

ている反面、その取り扱いによってはプライバシーなど個人の権利や利益を侵害する怖れもあります。

この条例は個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、町が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、町政の適正な運営を図ることを目的としています。

町民の皆さまが

できることは？

皆さんが大切な個人情報を守るためには：

「個人情報」とは？

個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人が識別され、又は識別されるものをいいます。